

「生きがいと地域のニーズを結びます」

「退職後もまだまだ働きたい」、「新たな生きがいを見つけたい」、「地域の役に立ちたい」。そんな思いをお持ちではありませんか？シルバー人材センターでは、ご自身の生活スタイルに合わせたペースで地域社会に期待され、ニーズに応じた仕事をすることができます。

☎ 本庁舎経済・雇用戦略課 (48番窓口) ☎ 0857-30-8284 ☎ 0857-20-3947

☎ 公益社団法人鳥取市シルバー人材センター ☎ 0857-22-0050 ☎ 0857-22-0051

Q シルバー人材センターとは？

A シルバー人材センターは、高齢者（60歳以上）が働くことを通じて、生きがいを持ち、地域社会に貢献することを目的としています。現在、約660人が会員登録しており、元気でいきいきと活躍しています。

Q どんな仕事をしているの？

A 施設管理、調理補助、イベント補助、商品陳列、運転業務、屋内外清掃作業、家事援助、データ入力、ポスティング、通院介助、筆耕、DM封筒詰め、洋裁など、さまざまな仕事をしています。

子育て中の人を応援しています！

育児経験豊かな会員スタッフが、子育ての支えになる「にこにこ広場」を開催しています。

とき 10月14日・11月4日・12月9日（いずれも金曜日）9:30～11:30頃

ところ 高齢者福祉センター 2階和室（さざんか会館となり）

対象 おおむね3歳未満のお子さんとそのご両親



そのほかにも こんな活動をしています！



剪定講習会



しゃんしゃん傘張り



フレイル予防講座

一緒に働く仲間を募集しています

本市にお住まいの60歳以上の健康で働く意欲のある人であればどなたでも入会できます。

入会説明会のご案内 ※予約不要

とき 毎月第2・第4火曜日（祝日に当たる場合は翌日）14時から（約1時間）

ところ 鳥取市シルバー人材センター研修室
今後の開催日 10月11日・25日（火）
 11月8日・22日（火）
 12月13日・27日（火）

働く会員の声

一須田すみ枝さん

数名の会員と交代しながら鳥取砂丘砂の美術館の清掃・消毒の仕事をしています。

センターでの仕事は、希望の曜日や時間帯が相談でき、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が選べる場所にも満足しています。会員登録して一緒に働きませんか？どんな仕事でも一生懸命やれば楽しくなりますよ。



鳥取市議会議員選挙の投票日は11月20日（日）です

☎ 本庁舎選挙管理委員会事務局 (44番窓口) ☎ 0857-30-8477
 ☎ 0857-20-3945

投票時間は午前7時から午後8時までです。
 ※一部の投票所は午後7時に閉鎖します。
 11月14日（月）～19日（土）まで期日前投票ができます。

投票できる人

平成16年11月21日以前に生まれ、令和4年11月12日現在で3カ月以上本市に住んでおり（令和4年8月12日以前に転入届をした人）、引き続き居住する人

【市外に転出した人】

11月19日までに本市から他の市町村に転出した人は投票できません。また、転出前に行った不在者投票は無効になります。ただし、期日前投票を行った後に転出した人の投票は有効です。

【市内で転居した人】

本市の選挙人名簿に登録されており、10月27日までに本市内での転居の届出を行った場合、新住所地の投票所での投票になります。10月28日以降に届出を行った場合、旧住所地の投票所での投票になります。

投票日に投票できない人は期日前投票を

仕事・旅行などの理由で投票日に投票所に行けない人は、期日前投票ができます。入場券の裏面にある宣誓書記入欄に事前に記入してから投票に行くと、受付がスムーズです。入場券は11月上旬に発送します。

病院、老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票施設の指定を受けて

いる病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、それぞれの施設にお問い合わせください。

滞在先の他市町村での不在者投票

出張や旅行などで市外に滞在（転出者を除く）して投票所に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。お早めに選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。請求書は市選挙管理委員会にご連絡いただくか、本市公式ウェブサイトでダウンロードできます。

郵便による不在者投票

次の該当者のうち、希望者は、市選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けた後、11月16日（水）までに市選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで下の表の障がい名・等級に該当する人
- ② 介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が「要介護5」

戦傷病者手帳	身体障害者手帳	障がい名	等級
両下肢・体幹	両下肢・体幹・移動機能	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
特別項症	特別項症	特別項症	第3項症
特別項症	特別項症	特別項症	第2項症
特別項症	特別項症	特別項症	1級～3級

郵便等投票証明書の交付手続きは随時行っていますので、お早めに手続きを行ってください。

〈郵便投票の代理記載〉

郵便等による不在者投票の要件を満たし、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ代理記載してもらうことができます。

- ◆ 身体障害者手帳・上肢または視覚の障がい1級
- ◆ 戦傷病者手帳・上肢または視覚の障がい特別項症から第2項まで